

別表 1

(本社・福岡支店)

新築 一戸建て

F35(通常型)

F35S 金利Bプラン・金利Aプラン(省エネルギー性)・F35S ZEH

FS35S 金利Aプラン(耐久性・可変性)・F35 維持保全型

1. 基本手数料

(単位:円 消費税込)

確認・検査 申請 併用	住宅性能評価等申請 併用 ※1		設計検査	現場検査		【竣工済特例】 注
	設計	建設		中間現場検査	竣工現場検査	
×	×	×	45,100 (39,600)	27,500	33,000 (29,700)	69,000 (63,250)
○	×	×	40,700 (37,400)	8,800	19,800 (16,500)	44,550 (39,600)
×	○	×	27,500	27,500	24,200 (20,900)	51,700 (49,400)
○	○	×	22,000	8,800	19,800 (16,500)	35,200 (31,900)
×	○	○	27,500	16,500	5,500	27,500
○	○	○	22,000	8,800	5,500	20,900

注1: ○:申請する場合 ×:申請しない場合

注2: ()は、フラット35S(Bプランで、外皮性能のみの場合)

注3: ※3の手数料で、確認・検査申請併用の○は、確認検査が同日でなくても、建設住宅性能評価の検査日が同日の場合も同様とする。

2. 加算額

(単位:円 消費税込)

	手数料の種類	加算額
1	ZEH(BELS評価書添付の無い場合)	設計検査 8,800
2	竣工現場検査で、確認検査又は建設住宅性能評価の検査が同日でない場合	竣工現場検査 又は竣工済特例 6,600

※1 当社が交付した、フラット35(S)の融資の種類毎に適用される技術的基準に適合した設計住宅性能評価書又は建設住宅性能評価書若しくは、当社が技術的審査を行った長期優良住宅又は性能向上認定住宅等であることを証する書類がある場合

融資の種類毎に適用される技術的基準を満たさない場合は、※01又は※02が記載されている項(行)が適用されます。

注:フラット35、フラット35S(金利Aプラン)、フラット35S(金利Bプラン)等の基準は、それぞれ異なっていますので、住宅金融支援機構が定めている当該年度の技術的基準を、ご確認下さい。

※2 上記※1(設計住宅性能評価書に限る。)及び当社が、令和4年10月1日以降の基準により長期使用構造等である旨の確認を行い、所管行政庁が交付した長期優良住宅等であることを証する書類の写しが提出された場合は、**設計検査を省略**することができます。

当社が発行したBELS評価書その他証明書により、断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級の審査の省略が可能な場合は、設計検査手数料は※2を適用する。

※3 上記※1(建設住宅性能評価書に限る。)の場合は、**設計検査及び中間検査を省略**することができます。

◆ その他中間検査の省略
住宅瑕疵保険又は建築基準法規定の中間検査を当社が行う場合は、中間検査を省略することができます。
 なお、財形住宅融資の申請者が中間資金の交付を希望している場合、又は、設計検査を別の検査機関で行った場合で、必要書類が提出される場合にあっては、中間現場検査を行う必要があります。

* 再申請不要な軽微な変更において、変更内容によって審査に時間を要するものについては、当初設計審査手数料を上限に手数料を請求する場合があります。

* 設計内容が複雑なこと、手直しが多いこと等により、審査に通常の場合に比し多大な時間を要したものについては、通常手数料の2倍を上限に手数料を請求する場合があります。

* 竣工検査には出張費を加算する。出張費は、株式会社 ジェイ・イー・サポート 評価業務規程別表7を準用する。ただし、他の業務と同時に検査を行い、他の業務で加算されている場合は、加算しない。

* 竣工現場検査において、申請者に帰すべき事由により現場検査をする回数が複数となった場合、竣工検査手数料に、当該手数料の1/2を限度に業務量を勘案した手数料及び出張費を加算した額を追加する。

新築 一戸建て

F35S 金利Bプラン・金利Aプラン(耐震性)

F35S 金利Bプラン・金利Aプラン(バリアフリー性)

F35S 金利Bプラン(耐久性・可変性)

1. 基本手数料

(単位:円 消費税込)

確認・検査 申請 併用	住宅性能評価等申請 併用 ※1		設計検査	現場検査		【竣工済特例】 注
	設計	建設		中間現場検査	竣工現場検査	
×	×	×	49,500	27,500	33,000	71,500
○	×	×	45,100	8,800	19,800	46,750
×	○	×	33,000	27,500	24,200	54,450
○	○	×	28,600	8,800	19,800	38,500
×	○	○	33,000	16,500	5,500	30,250
○	○	○	28,600	8,800	5,500	24,200

注1: ○:申請する場合 ×:申請しない場合

注2: ※3の手数料で、確認・検査申請併用の○は、確認検査が同日でなくても、建設住宅性能評価の検査日が同日の場合も同様とする。

2. 加算額

(単位:円 消費税込)

	手数料の種類	加算額
1	ZEH(BELS評価書添付の無い場合)	設計検査 8,800
2	確認・検査の併用の無い(×)場合の耐震性の審査	設計検査 11,000
3	竣工現場検査で、確認検査又は建設住宅性能評価の検査が同日でない場合	竣工現場検査 又は竣工済特例 6,600

※1 当社が交付した、フラット35(S)の融資の種類毎に適用される技術的基準に適合した設計住宅性能評価書又は建設住宅性能評価書若しくは、当社が技術的審査を行った長期優良住宅又は性能向上認定住宅等であることを証する書類がある場合
融資の種類毎に適用される技術的基準を満たさない場合は、※01又は※02が記載されている項(行)が適用されます。

注: フラット35、フラット35S(金利Aプラン)、フラット35S(金利Bプラン)等の基準は、それぞれ異なっていますので、住宅金融支援機構が定めている当該年度の技術的基準を、ご確認下さい。

※2 上記※1(設計住宅性能評価書に限る。)及び当社が、令和4年10月1日以降の基準により長期使用構造等である旨の確認を行い、所管行政庁が交付した長期優良住宅等であることを証する書類の写しが提出された場合は、**設計検査を省略**することができます。

当社が発行したBELS評価書その他証明書により、断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級の審査の省略が可能な場合は、設計検査手数料は※2を適用する。

※3 上記※1(建設住宅性能評価書に限る。)の場合は、**設計検査及び中間検査を省略**することができます。

◆ その他中間検査の省略

住宅瑕疵保険又は建築基準法規定の中間検査を当社が行う場合は、中間検査を省略することができます。

なお、財形住宅融資の申請者が中間資金の交付を希望している場合、又は、設計検査を別の検査機関で行った場合で、必要書類が提出される場合にあつては、中間現場検査を行う必要があります。

* 再申請不要な軽微な変更において、変更内容によって審査に時間を要するものについては、当初設計審査手数料を上限に手数料を請求する場合があります。

* 設計内容が複雑なこと、手直しが多いこと等により、審査に通常の場合に比し多大な時間を要したものについては、通常手数料の2倍を上限に手数料を請求する場合があります。

* 竣工検査には出張費を加算する。出張費は、株式会社 ジェイ・イー・サポート 評価業務規程別表7を準用する。ただし、他の業務と同時に検査を行い、他の業務で加算されている場合は、加算しない。

* 竣工現場検査において、申請者に帰すべき事由により現場検査をする回数が複数となった場合、竣工検査手数料に、当該手数料の1/2を限度に業務量を勘案した手数料及び出張費を加算した額を追加する。